

# 何故国民主権主義なのか

—その正当化の根拠—

橋本 哲一

## I はじめに

筆者は本『社会科学ジャーナル』5号(1964)に「主権者と天皇制」と題する論稿を発表したが、その末尾に将来へ向けての研究課題を三つあげておいた。<sup>(1)</sup>

これらの中の第三の課題にかかわるものとして、筆者は『同ジャーナル』第15号(1977)には「主権者と議会民主主義」<sup>(2)</sup>、そして『同誌』(1985)には「主権者たる国民」<sup>(3)</sup>と題する論稿を発表した。そこでは、国民主権主義の原理を、わが国の政治社会にいかんにか実現化するか、そのための具体的方途の提案を中心として論究がなされた。そこではまた、政治理念としての国民主権主義を現実の政治社会に実現することこそが、あるべき政治社会の最大の理想の一つであるとする考え方が暗黙の前提とされていた。しかし、「何故国民主権主義であるべきなのか」という、その暗黙の前提を掘り下げて考察する、国民主権主義正当化のための政治哲学的根拠の積極的提示にまではふみこんでいなかった。

そこで本論稿では、その国民主権主義正当化の政治哲学的根拠を明らかにするという課題に取り組むことにしたい。その本論に入る前に、国民主権主義について諸国の憲法典がどのような言及をしているか、例示的紹介を試み、近代以降の立憲制民主主義国家の憲法では、国民主権主義への直接の、明文の言及があるなしにかかわらず、それが当然自明のものとしてきたのは何故なのか、その理由について考察しておきたい。そして国民主権主義正当化の根拠について考究する意義を明らかにした上で、筆者

の宗教的神観・人間観・社会観に基づく政治哲学的見解を明らかにし、大方の御批判、御教示を仰ぎたいと思う。

## Ⅱ 諸憲法典における国民主権主義への言及例

まず、1946年制定のフランス共和国憲法前文<sup>(4)</sup> および1958年制定のフランス共和国憲法前文<sup>(5)</sup> によって確認、補足されて敲諭に宣言された1789年の『人権及び市民権の宣言』の第3条には「一切の主権の淵源は、本来、国民に存する、如何なる団体も、如何なる個人も、国民に由来しない権力を行使することはできない。」と記され、<sup>(6)</sup> 1946年フランス共和国憲法第3条①項は「国民の主権はフランス人民に属する。」と規定し、<sup>(7)</sup> 1958年フランス共和国憲法第3条には「国民主権は、代表者と人民投票の方法によって、その主権を行使する人民に存属する。」とやや詳しく規定している。<sup>(8)</sup>

フランスの『人権及び市民権の宣言』にうたわれた国民主権主義原理を受け継ぐ、立憲制民主主義国家の憲法典の規定の例としては次のようなものがある。

1947年制定のイタリア共和国憲法第1条「主権は国民に属し、国民は憲法上の形式及び限界内において、主権を行使する。」<sup>(9)</sup>

1929年オーストリア連邦憲法第1条「オーストリアは民主主義的共和国であり、その権利は国民から発す。」<sup>(10)</sup>

1919年制定の(ワイマール)ドイツ憲法第1条「国権は国民より発す。」<sup>(11)</sup>

1945年制定のトルコ共和国憲法第3条「主権は無条件に、国民に存する。」<sup>(12)</sup>

1919年制定、1933年改正のフィンランド共和国憲法第2条「フィンランドにおける主権は、議会に集会する国民代表により代表される人民に存する。」<sup>(13)</sup>

1946年制定のブラジル連邦憲法第1条「すべての権力は、国民に由来し、且つ国民の名において行使される。」<sup>(14)</sup>

社会主義国家の憲法典の例としては次のようなものがある。

1936年制定のソヴェト社会主義共和国同盟憲法（いわゆるスターリン憲法）第3条「ソ同盟における全権力は、勤労者代議員ソヴェトによって代表される都市および農村の勤労者に属する。」<sup>(15)</sup>

1954年制定の中華人民共和国憲法第2条「中華人民共和国の一切の権力は人民に属する。人民が権力を行使する機関は、全国人民代表大会と地方各級人民代表大会とである。」<sup>(16)</sup>

1949年制定のドイツ民主共和国憲法第3条「すべての国権は人民より発する。」<sup>(17)</sup>

1946年制定、1952年改正のユーゴスラビア連邦人民共和国憲法第6条「ユーゴスラビア連邦人民共和国のすべての権力は、人民から発し、人民に帰属する。」<sup>(18)</sup>

以上の国民主権主義原理を規定した諸憲法と対照的に、皇帝ないし天皇主権の原理を規定した君主国の例としては次の二つがあげられよう。

1931年制定のエチオピア憲法第1条「エチオピアの領土は、全体として、くまなく皇帝の統治に服する。」第5条「皇統と塗油とによって、皇帝の身体は神聖であり、その尊厳は侵すべからず、その権限は、これを争うことができない。」<sup>(19)</sup>

1889年(明治22年)制定の大日本帝国憲法第1条「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」第3条「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」

第2次世界大戦後、この大日本帝国憲法の天皇主権主義を否定して、国民主権主義原理を採用して制定された現行の日本国憲法では、前文に「……ここに主権が国民に存することを宣言し……」と記し、第1条には「天皇は、日本国の象徴であり、日本国民総合の象徴であって、この地位は主権の存する日本国民の総意に基く。」と規定されていることは周知の通りである。

### Ⅲ 近代立憲制民主主義国家の憲法で国民主権主義原理が自明のものとされている理由

前章に例示された憲法典をもつ近代民主主義共和国は、古い君主制を市民革命または社会主義革命によって打倒した結果誕生した国家であって、<sup>(20)</sup> 国民主権主義原理が君主主権主義原理に当然とって代わるべきであるとして、それが憲法典の条文に明記されたわけであるが、君主制国家イギリスの植民地であったアメリカ諸州が独立して、アメリカ合衆国という新しい連邦共和国をつくり出した場合、および古い君主制国家が、革命によらず民主化されて、君主制を維持しながらも、実質的な国民主権主義原理を採用するようになったヨーロッパの幾つかの立憲君主国家の場合には、その憲法典の条文に明記するまでもなく、国民主権主義はこれら諸国の実質的憲法を支える基本原理の一つであると受けとめられており、また英本国の場合も、市民革命後に復活した王制が、やはり民主化され、「君臨すれども統治せざる」君主を戴く民主主義的立憲君主国として、同じく国民主権主義が同国の不文憲法の基本原理として確定しているものと考えられる。従ってこれら近代以降の立憲制民主主義国家においては、共和制、君主制の別なく、国民主権主義の原理を否定する社会的勢力や思想は存在しなくなっているといえよう。では何故そのような状況が現実化したのか、その原因は何かといえ、それは近代資本主義発展の過程で、科学技術の飛躍的發展に伴う、生産性の向上、国民所得の増大、教育の普及、参政権の拡大、そして基本的人権の保障の確立、といった近代以前の時代には見られなかった諸条件であり、その結果、国民一人一人が政治の主人公であって、国家権力の地位につく人々はすべて「公僕」であるとする意識が、少なくとも建前としてはこれらの国々に自然に定着していったからだといえるのではないか。そして第1次世界大戦後、旧植民地支配から脱出しようとする諸地域での独立運動を支えたものは、民族の自立、独立を主張するナショナリズムであったが、独立後形成されるべきその自主的民族国家の主権の担い手は、国民自身であるとの国民主権主義原理が、そこで

も当然自明のものとして、更に第2次世界大戦後、アジア、アフリカに新たに独立を実現した数多くの諸国家においても、君主制が維持存続された場合や、カリスマ的独裁体制をとるような場合でさえも、国民主権主義原理を否定するためではなく、それをそれぞれの国情に応じて、よりよく実現するための政治体制であるとして、その正当性が主張されたといえるのではないと思われる。つまり、国民主権主義は原理として、現代のあらゆる国家において、少なくとも建前としては、圧倒的かつ決定的な支持を受けるものとなっているといえよう。

#### IV 国民主権主義正当化の根拠を考究する意義

それでは前章末尾にのべられたような事実が敲存するにもかかわらず、何故国民主権主義を正当化するための根拠を改めて考究する必要があるのであろうか。その理由として筆者は次の2点を指摘したい。

その第一は、現代諸国家において当然自明の原理として受けとめられている国民主権主義が、それぞれの国の現実の政治社会に完全に現実化しているとはいえない、つまり理念としては国民の大多数が支持肯定しているはずのこの国民主権主義と政治の現実との間に、たしかにギャップが存在しているという事実である。そしてそのことが意識されているが故にこそ、「少なくとも建前としては」という限定がつけられるわけである。最近崩壊を始めたといわれる数多くの社会主義国家における、憲法に明記された国民主権主義と、独裁党の指導層による特権的抑圧支配の事実との間にあったギャップを、今日何人も否定することはできないし、他のすべての現代国家においても、「公僕」たるべき政治家、官僚達が、名実ともに公僕として、一般国民とその社会に奉仕しているとは決していえないという事実は、やはり理念としての国民主権主義が現実と一致していないことのあるらわれであるといわざるを得ない。比較的にこの理念と現実とのギャップがきわめて小さいといわれる、例えば北欧諸国は別として、立憲制民主主義国家と呼ばれる多くの国々でも、「エリート支配」を国民主権主義の建

前からは否定しながらも、事実上それを容認しているところでは、なおこのギャップが厳存しているといわざるを得ない。

第二は、何故国民主義でなければならないのか、国民主義正当化の根拠は何か、という問に対する答えについての、徹底的考究がなされていないのではないかという実情である。そしてまさにこの実情こそが第一の問題点である、理念と現実とのギャップを解消することを妨げてきた最も大きな原因となっていると筆者には思われるのである。従って国民主義を現実の政治社会に実現するための根元的第一着手は、まさに国民主義原理正当化の根拠の提示であるべきであり、その意義はきわめて大きいといわざるを得ない。

## V 国民主義原理正当化の根拠

国民主義が原理として尊重され、そしてその原理が現実の政治社会に実現されるべきであるという、人間及び人間社会の当為が問われるところでは、政治社会の現実そのものの科学的分析や理解にかかわる政治科学ではなく、その政治科学が解明する現実の政治社会をよりよいものに变革していくための、理念的指導概念を提供する政治哲学、更にその政治哲学を支える宗教的神観・人間観・社会観こそ、国民主義原理正当化の根拠を積極的に提示することができるのだと筆者は考えるものである。

ここでは、すべての国民が基本的人権を保障され、自由で平等、公正で豊かな、そして安全快適な協力的共同社会に、幸福な生存と生活を享受すべきであるとする、政治哲学の全内容そのものをひろく論ずるのではなく、むしろそれらすべてを支えるもの、特に国民主義原理正当化の根拠を明示してくれるものとしての、宗教的神観・人間観・社会観に限定して論ずるが、それは筆者の宗教的信条の告白でもあり、科学的論究の対象にはなり得ないものであることをまずことわっておきたい。

さて、筆者の信条は次の三つの命題に要約される。

第一命題は「被造物である人間にとっての真の主権者は、宇宙万物の創

造主、歴史の支配者たる神御自身である」<sup>(21)</sup> というものであり、第二命題は「従って人間は他のいかなる人間に対しても主権者にはなり得ない」とし、第三命題は「それ故に、すべての人間は唯一の主権者たる神のみに従い、そして自分以外のすべての隣人に愛の奉仕をなすべきである。」<sup>(22)</sup> と結論づけるものである。

それでは、神のみが唯一の真の主権者であるとするこの第一命題は、国民自身が主権者であるとする国民主義原理を否定するものであるのか。答えは然りであり、また否である。確かに主権者は神であって人間＝国民ではないからである。しかしまた、これまで当然自明のものとして尊重されてきた国民主義の内実、第二命題そのもの、つまり自分自身が自分の主人公であって、他の何人も自分の主人公であるべきではないとするその内実が、神主義によってはじめて完全にまた絶対に保証されると信ぜられるが故に、国民主義という名は捨てられるけれども、これまで国民主義として尊重され、主張されてきた原理の完成が保証されるという意味において、古い国民主義が新しい神主義へと再生止揚されるからである。

そして第三命題によって、すべての人間が他のすべての隣人に愛の奉仕をすることは、逆にいえば、すべての人間が他のすべての隣人からの愛の奉仕を受けることでもある。政治の社会で政治家、官僚など公職に就く人々が「公僕」であるのは、もともと自分以外のすべての人に仕えるべき人間が、たまたま公職に就いたが故に、公人としての奉仕をするにすぎない。そして「公僕」のみに他への奉仕を強要するものでもない、という理解が可能になる。このような政治社会が実現してはじめて、政治哲学の指し示す諸理念、理想も現実化されるのではないか。

そこで、(1)この論稿の標題は、「何故国民主義なのか」ではなく、「何故いわれる国民主義なのか」と改めるか、それともむしろ「何故神主義なのか」と変更すべきであること。(2)「公僕」の中にはアメリカ、ソ連、イラクの大統領はもとより、イギリスの女王、ローマ教皇、そしてわ

が国の天皇も含まれると考えるべきこと。ならびに、(3)このような考え方に立ってはじめ、最近大きな争点となっている天皇の即位式、大嘗祭の問題に対しても、厳正な批判的視点を持ち得るのではないかと考えていることをこの小論の結論にしたいと思う。

## Ⅶ 結びにかえて

クリスチャンである筆者は、そのキリスト信仰に基づいてこれら三命題を是とするものであるが、他の宗教による信仰者も、それぞれの信仰に基づく宗教的神観・人間観・社会観から、同様の三つの命題を導き出すことができるものと信じている。そしてこのような信仰的信条に忠実に従いながら、この地上での社会生活を送ろうと決意し、実践する人々が一人でもふえることを心より祈念するものであるが、他の諸宗教のまじめな信仰者による、そのような実践活動と協力し連帯することが可能であると信ずるように筆者が示された、聖書の箇所を付記し、同様の表現が仏教の経典、マホメット教の聖典などの中にも見出され、それぞれの信仰者がそれによって真の宗教的寛容をわがものとされ、そのことによって神主権主義の実現、この地上における神の国建設のための、大同団結が進展していくことを願って結びのことばにしたいと思う。

わたしには、この囲いに入っていないほかの羊もいる。その羊をも導かねばならない。その羊もわたしの声を聞き分ける。こうして、羊は一人の羊飼いに導かれ、一つの群れとなる。<sup>(23)</sup>

## 注

- (1) 橋本哲一「主権者と天皇制」『社会科学ジャーナル』5号(1964) pp.149-164. 三つの課題は、(1)従来の天皇制研究の諸側面、諸方法を、国民主権主義の原理に照らし、整理再検討すること。(2)国民主権主義の歴史性と普遍性とを天皇制及びひろく君主制



の理論と実際との関係において、理論的に究明すること。(3)国民民主主義の理念を、政治の現実に主体的実践的に具体化する方途と、それに伴うことの予想される諸問題の解決手段を提言すること。であった。「同論文」p.163

- (2) 『同誌』 pp. 81-100
- (3) 同上, pp. 1-18
- (4) 大石義雄編『新訂世界各国の憲法典』有信堂, 東京, 1959年, pp. 643, 644
- (5) 同上, p. 667
- (6) 同上, p. 642
- (7) 同上, p. 645
- (8) 同上, p. 667
- (9) 同上, p. 120
- (10) 同上, p. 246
- (11) 同上, p. 418
- (12) 同上, p. 522
- (13) 同上, p. 560
- (14) 同上, p. 581
- (15) 同上, p. 354
- (16) 同上, p. 379
- (17) 同上, p. 489
- (18) 同上, p. 710
- (19) 同上, p. 204
- (20) わが国の場合は、このような革命によらず、第2次世界大戦敗戦の結果、占領軍総司令部の日本民主化政策の一環として、旧い大日本帝国憲法の改正を迫られた日本政府が、大日本帝国憲法の改正手続き（第73条）に従って、帝国議会の議決と、天皇による裁可、公布を経て、日本国憲法を制定した。その結果、旧い天皇主権主義が、国民民主主義にとって代わられる政治体制の革命的変革が、流血を見ることなく平和のうちに実現したことは周知の通りである。
- (21) 出エジプト記, 20章, 2, 3節。共同訳聖書実行委員会『聖書新共同訳一旧約聖書統編つき』日本聖書協会, 東京, 1987, p. (旧) 146
- (22) マタイによる福音書, 22章, 37-39節, 同上, p. (新) 50, マルコによる福音書, 12章, 29-31節, 同上, p. (新) 101
- (23) ヨハネによる福音書, 10章, 16節, 同上, p. (新) 216

## WHY POPULAR SOVEREIGNTY ?

## 《Summary》

Tetsuichi Hashimoto

In this article the author is to try to clarify the foundation for the justification of the principle of popular sovereignty.

After a brief introduction of the constitutional provisions of both non-Socialist and Socialist countries, in contrast to the old monarchical constitutions of Ethiopia and Japan, the author is to deal with the reasons why the principle of popular sovereignty has been taken for granted in almost all the modern constitutional democracies, whether or not that principle is written into the provisions of their constitutions.

Then, the significance of the study of the foundation for the justification of the principle of popular sovereignty is to be emphasized.

Finally, the author's view of political philosophy on this matter based upon his own view on God, human beings and human society is to be presented.

The author's religious creed concerning sovereignty is summarized in the following three propositions:

- (1) The true sovereign for human beings as creatures is God himself, creator of the universe and everything therein and ruler of history.
- (2) No human being can be sovereign over anyone else.
- (3) All human beings should obey only God, the sole sovereign, and serve and love all their neighbours.

Since the first proposition denies sovereignty to any human being, the principle of popular sovereignty is also to be denied *in name*.

However, because of the second proposition, *the substance* of the principle of popular sovereignty is to be realized most perfectly and absolutely.

By the third proposition, while all human beings should serve and love all their neighbours, they are to be served and loved by all their neighbours. Thus, public servants like statesmen and bureaucrats are to serve the people in their public capacity not only because of their specific status of public servants but because of their common duty described in the third proposition, and service and love are not required only to public servants.

The conclusion of this article is to be summarized in the following statements:

- (1) The title of this article "Why popular sovereignty ?" should be rephrased as "Why divine sovereignty ?".
- (2) We should include in the category of *public servants* not only the Presidents of the U.S., the Soviet Union and Iraq, etc., but also British Queen, Vatican Pope and Japanese Emperor himself.
- (3) Based upon the second statement above, we can hold a very strict point of view on the recent polemic issues of the enthronement ceremony of Emperor Akihito and *Daijosai* (Great Thanksgiving Festival).

It is the author's conviction as a Christian that the aforementioned three propositions can be shared and appreciated by all the serious believers in any other religion based upon their own religious convictions. The author also believes in the cooperation and solidarity among all the serious followers of all religions because of the following Biblical passage, the similar passages of which may be found in the Divine writings of all other religions of the world.

"There are other sheep which belong to me that are not in this sheep pen. I must bring them, too; they will listen to my voice, and they will become one flock with one shepherd,"

[The Gospel according to John, chap. 10, verse 16]